

# (別添 1)

医療関係施設相互の機能分担及び業務連携（記載の例示）

二次医療圏レベル	三次医療圏・都道府県レベル
<p>1. 機能連携等に係る医療提供体制の整備</p> <p>(1) 病病連携、病診連携等（疾病対策を含む）</p> <p>① 地域医療支援病院との連携</p> <p>② 大学附属病院等との連携</p> <p>③ その他医療施設との連携（単科病院、歯科診療施設等を含む）</p> <p>④ かかりつけ医（歯科医）との連携等</p> <p>(2) 病院の共同利用の推進</p> <p>① 病床オープン化</p> <p>② 高額医療機器の効率的配置・共同利用</p> <p>(3) 在宅医療支援体制の整備等（病診連携等）</p> <p>① かかりつけ医の普及状況及び推進方策</p> <p>② 医療・福祉等の相談の対応体制</p> <p>③ 緊急時のシステムの整備（確立）状況</p> <p>④ 訪問看護ステーション等の整備状況・充実</p> <p>⑤ 在宅医療情報の整備</p> <p>(4) その他</p> <p>2. 医薬分業の推進</p> <p>(1) 医薬分業の普及状況及び推進方策</p> <p>(2) 医療機関と薬局の適切な連携体制の確立等</p> <p>3. その他</p>	<p>1. 疾病対策の現状と課題</p> <p>(1) 生活習慣病対策、母性・小児医療対策、腎対策、難病対策等</p> <p>(2) 結核、精神保健対策</p> <p>2. 機能連携等に係る医療提供体制の整備</p> <p>(1) 病病連携、病診連携等</p> <p>(2) 病院の共同利用の推進等</p> <p>3. 特定機能病院との連携</p> <p>4. 臓器移植施設等との連携（角膜、腎移植を含む）</p> <p>5. 在宅医療の提供体制の推進方針</p> <p>(1) 在宅医療の推進状況</p> <p>(2) 今後の方針</p> <p>6. 医薬分業の推進方針</p> <p>7. その他（アレルギー、内分泌、感染症等）</p>

## (別添 2-①)

### [医療機能の例示]

疾病対策別の医療機能の例示を以下に示すが、各都道府県は「例示」にとらわれることなく調査を行い、必要な医療機能を把握すること。

疾病対策	医療機能の例示
①がん対策	進行がんの集学的治療、進行悪性腫瘍の診断と手術、脳腫瘍（良性腫瘍を含む）摘出術、膵臓癌手術、骨髄移植（クリーンルームを含む）、特殊な胸腔鏡下手術、リニアックによる放射線治療、小線源を用いた放射線治療、緩和ケア、がん診療施設支援ネットワーク等
②循環器疾患対策	開心術、冠動脈手術、大血管手術、PTCA、血管内視鏡術、脳卒中急性期の集学的治療、脳動脈瘤根治術、循環器疾患急性期リハビリテーション、循環器病診療施設支援ネットワーク等
③糖尿病対策	糖尿病管理の教育入院等
④慢性腎不全対策等	腎臓移植（臓器移植ネットワークと移植施設の整備）等
⑤母子医療対策	周産期医療、小児外科領域の手術等
⑥難治性の疾患対策	膠原病・リウマチの専門医療、長期且つ医療密度の高い入院医療（対象疾病としては神経難病等）等
⑦後天性免疫不全症候群対策	後天性免疫不全症候群患者への総合的な診療等
⑧精神疾患対策	重度の分裂症患者の身体的合併症等
⑨その他の疾病対策	診断困難例の確定診断（分子生物学的診断、特殊な免疫学的診断）、劇症肝炎の治療、四肢等切断の再接着術、顎骨離断術、腹腔鏡下手術、角膜移植、人工内耳手術、人工関節置換術、難治性疼痛治療に対する総合的治療、グループ診療、レーザー治療（網膜光凝固術、血管形成術等）、持続的血液濾過透析等

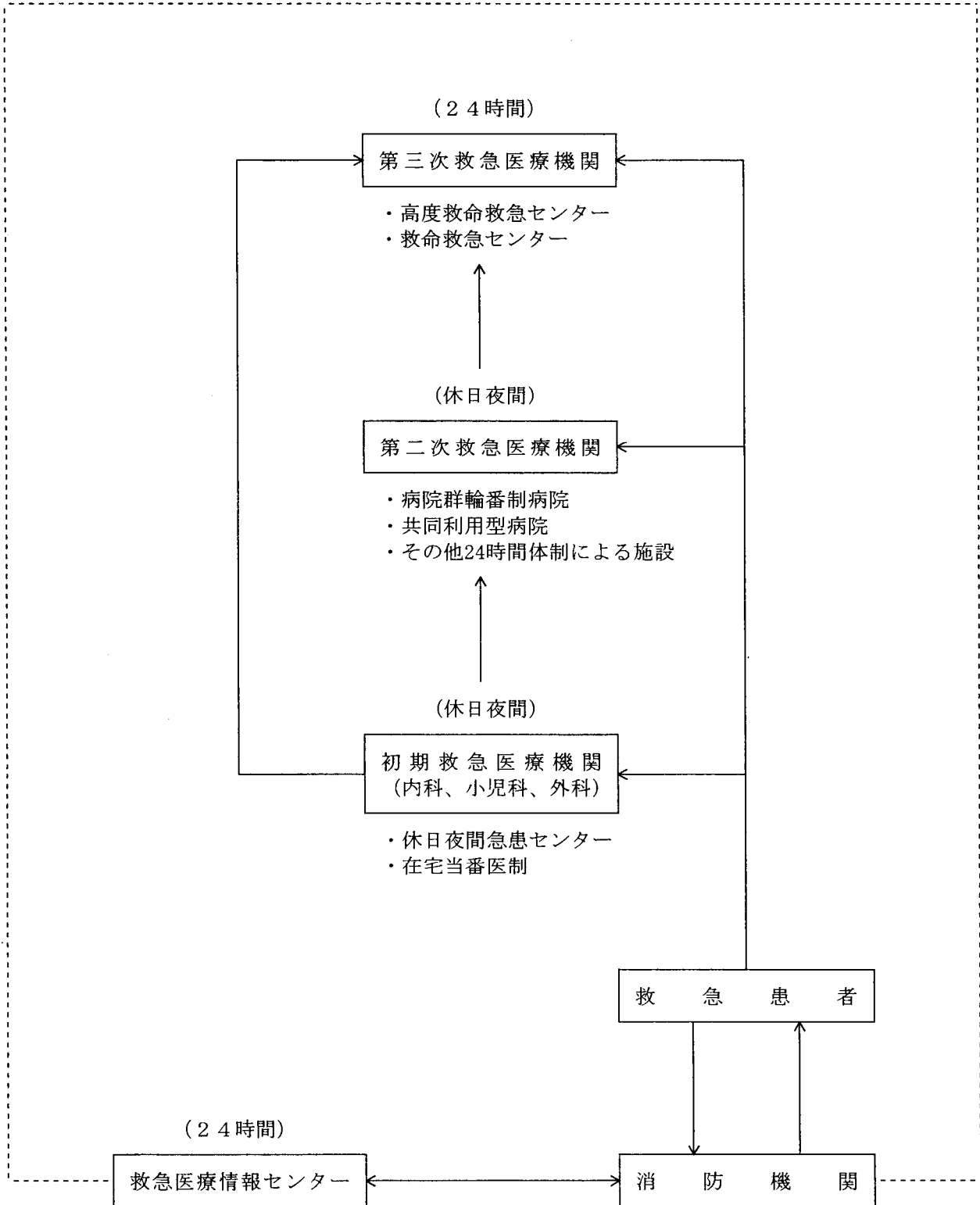
(別添2-②)

医療施設の整備(例示)

医療機能	三次医療圏単位で確保するもの			二次医療圏単位で確保するもの		
	医療情報	医療機関名	整備目標	医療情報	医療機関名	整備目標
都道府県が必要と判断する医療機能について、施設・設備及び取り扱い件数等の必要な調査を行い、その実績を踏まえ、医療計画に位置づけるべきものを記載する。	左記の医療機能について、各医療機関の情報を提供する。	左記の医療機能を担っている医療機関名を列記する。	整備の必要性を検証し、その方法及び目標等を記載する。	左記の医療機能について、各医療機関の情報を提供する。	左記の医療機能を担っている医療機関名を列記する。	整備の必要性を検証し、その方法及び目標等を記載する。
がん対策						
・〇〇〇治療	・年間症例数 ・転院先とその件数 ・平均在院日数 ・専門スタッフ数等					
・〇〇〇治療				・年間症例数 ・転院先とその件数 ・平均在院日数 ・専門スタッフ数等		
循環器疾患対策						
糖尿病対策						
慢性腎不全対策等						
母性・小児医療対策						
難治性の疾患対策						
エイズ対策						
精神疾患対策						
その他の疾病対策						

# 〇〇県救急医療体制図

- ・地域救急医療対策協議会（県レベル）
- ・二次医療圏ごとの協議会





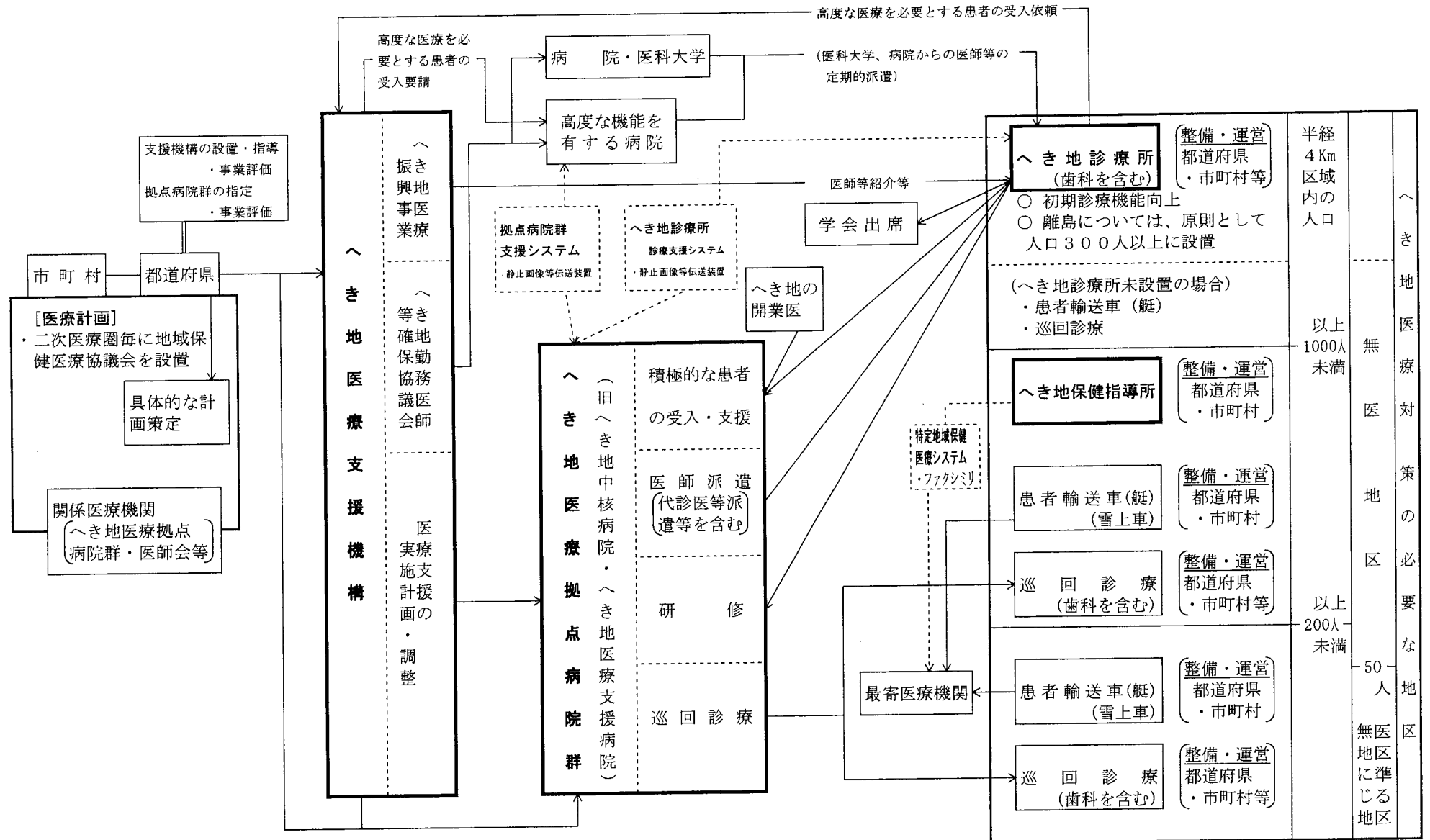
(別添3-③)

〇〇県救急医療体制

二次医療圏名	市(区)町村名	人口(人)	初期救急医療機関		第二次救急医療機関		第三次救急医療機関	救急医療情報センター等
			休日夜間急患センター	在宅当番医制	二次救急医療圏名	施設名		
□ □	AA市	345,678	AA市休日夜間急患センター	AA市医師会 (165施設)	〇〇〇 (病院群輪番制等参加施設) 県立AA病院 AA市立市民病院 BA病院 (その他24時間体制(固定輪番)による施設) AD赤十字病院 CA記念病院 CB会病院	AA大学附属病院 救命救急センター (高度救命救急センターの場合には機能を付記)	救急医療情報センター ○センターの有無…有(又は無) ○管理責任者の役職・氏名…0000 ○情報提供先 消防本部(〇か所)、医療機関、その他( ) ○応需情報入力端末設置か所数 〇〇〇か所 ○入力情報の内容 診療科別手術の可否、診療科別処置の可否、空床状況(診療科別、男女別、ICU等特殊病室、…)、… ○住民への情報提供方法及び内容(時間帯、方法、内容等を具体的に記載)	
	BB町	56,789	BB地区夜間急病診療所	BB地区医師会 (24施設)				
	CC町	34,567	CD地域 休日急患診療所	CC町医師会 (13施設)	△△△ (病院群輪番制等参加施設) 町立CC病院 CD病院			
	DD村	7,890		—				

1. 第二次救急医療機関のうち、「病院群輪番制等参加施設」には、病院群輪番制病院と共同利用型病院が含まれる。
2. 第二次救急医療機関については、病院群輪番制等参加施設と、その他24時間体制(固定輪番)による病院とを区分して記載し、各病院の診療機能等の情報について、別紙として一覧表を添付する。
3. 第三次救急医療機関のうち、高度救命救急センターについては、有する機能(広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等)を付記する。
4. 特殊救急等を行っている場合は、「救急医療情報センター等」欄に「その他」として記載する。

〇〇県 へき地保健医療対策

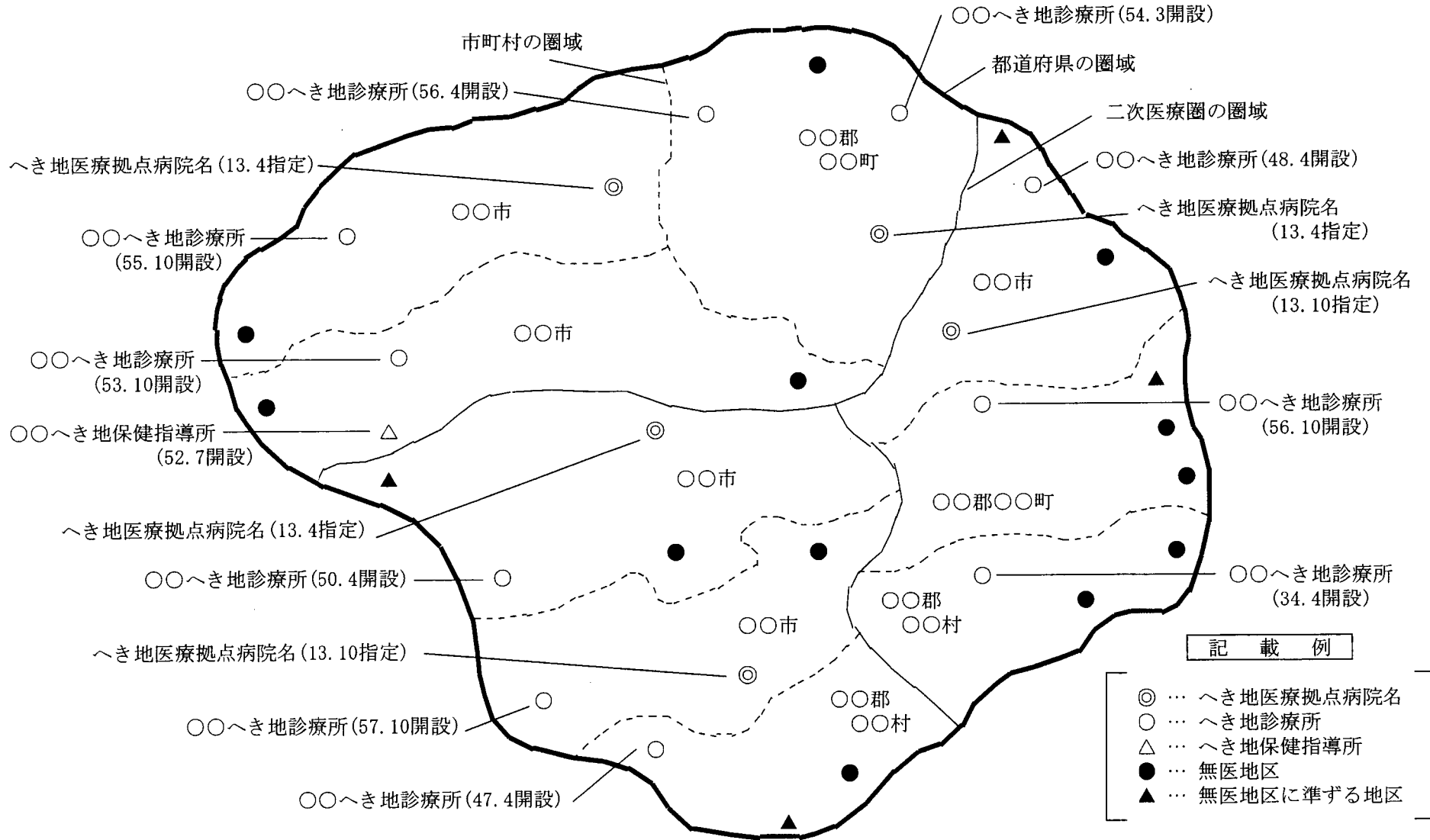


7

(別添4-②)

へき地保健医療対策

都道府県名





(別添4-③)

〇〇県へき地保健医療対策

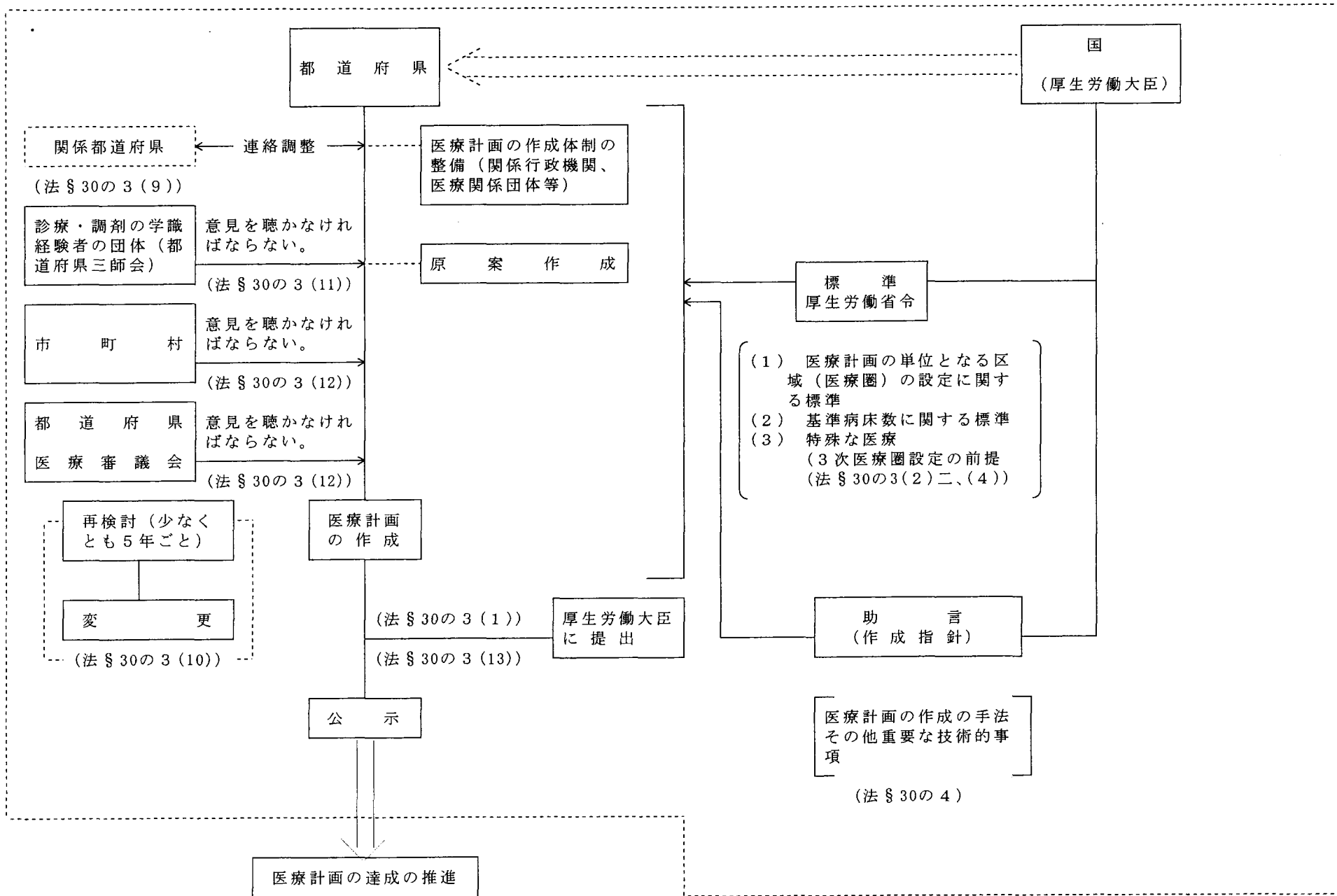
二次医療圏名	地区名	世帯数：人口 (戸)：(人)	市町村名	診療所等	へき地医療拠点 病院群	へき地医療拠点 病院群	備考(診療援助等)
〇〇 医療圏	A地区	500：1,200	AA町	ABへき地診療所	AA町立病院	県立CC病院	(へき地医療拠点病院群) 県立CC病院(400床) ・DE国保診療所に対する医師の派遣(1名) ・B、C、E地区に対する巡回診療(週1回) AA町立病院 ・ABへき地診療所に対する代診医の派遣
	B地区	300：700		(無医地区)			
	C地区	20：45		(無医地区に準じる地区)			
	D地区	600：1,500	DD村	DE国保診療所			
	E地区	400：850	(無医地区)				
□□ 医療圏	V地区	550：1,150	VV市	VW診療所	(未指定)	XX赤十字病院	
	W地区	400：600		(無医地区)			
	X地区	80：200	YY村	へき地保健指導所			
	Y地区	350：800		(無医地区)			
	Z地区	200：500		(無医地区)			

1. 地区名は、へき地保健医療対策を必要とする地域として、へき地診療所の診療圏及び無医地区(準じる地区を含む)を記入する。
2. 上記地区区分に対応する医療機関を記入する。
3. 備考欄には、へき地医療拠点病院群が実施する診療支援の具体的内容を記載する。

(別添5)

医療計画の作成

10



(別紙様式1)

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣

殿

都道府県知事

医療法第30条の3第5項の規定に基づく  
承認について

医療法第30条の3第5項の規定による病床数の加算について関係書類を添付し、次のとおり申請いたします。

添付書類

- 1 都道府県医療審議会の意見を記載した書面
- 2 関係地域の地図その他参考となる書類

1 加算すべき病床数		2 加算する病床の種別	
3 加算する地域			
4 加算を必要とする理由			
5 加算しようとする病床数の算定根拠			
6 関係医療施設の現況と計画			
7 備 考			

記載上の注意

「4 加算を必要とする理由」の欄には、特定の疾病の多発等のため特定の病院を整備しようとする場合にはその旨、並びに当該病院の整備計画の概要及び設置場所選定の理由等を記載すること。

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

医療法第30条の3第6項(又は第7項)の規定に基づく  
承認について

医療法第30条の3第6項(又は第7項)の規定による病床数の特例について関係書類  
を添付し、次のとおり申請いたします。

添付書類

- 1 都道府県医療審議会の意見を記載した書面
- 2 関係地域の地図その他参考となる書類

1 特例とすべき病床数		2 特例とする病床の種別	
3 特例とする地域			
4 特例を必要とする理由			
5 特例としようとする病床数の算定根拠			
6 関係医療施設の現況と計画			
7 備 考			

記載上の注意

「4 特例を必要とする理由」の欄には、特定の疾病の多発等のため特定の病院を整備しようとする場合にはその旨、並びに当該病院の整備計画の概要及び設置場所選定の理由等を記載すること。